

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、その撲滅に全力で取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(3) いじめの基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4) いじめの禁止

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。さらに、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための啓発が必要である。

(5) 学校及び教職員の責務

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが大切である。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができることである。さらに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくり、集団づくり、学校づくりを行っていくことが必要である。

2 いじめの防止対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

(ア) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。このため、道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を充実させる。

また、学校において、生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような取組を学級活動や学年行事、学校行事などを通じて推進させる。

(イ) 生徒が、いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むことに努める。さらに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ウ) お互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりの育成

生徒会において、生徒自らがいじめの問題について学び、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。

生徒の社会性の構築に向けた取組例としては、以下のようなものがある。

【ソーシャルスキル・トレーニング】

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間で練習を行う取組

【ピア（仲間）・サポート】

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う取組。また、生徒同士の相談相手（ピア・カウンセラー）や相談相手まではいかなくても支えたり、励ましたりする仲間（ピア・サポーター）を生徒の中で作る取組

(エ) 生徒の居場所づくりや絆づくり、自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍できる場を設定する。

具体的には、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

(オ) 保護者や家庭、地域との協力、連携

いじめは、学校内ばかりでなく、学校外の場所で起こる場合もある。とりわけ、生徒の生活する地域の公園、商業施設、登下校中で、いじめが行われることがある。そのような場合に、より多くの大人が地域の子供たちに関心を持ち、様子を見守ることが未然防止につながる。

そのために、PTA や地域の関係団体との連携促進や、学校地域連絡協議会などを活用し、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

②いじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることがある。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

そのために、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(ア) いじめ調査の定期的な実施

生徒対象のいじめアンケートや学校生活アンケートを各学期に2回ずつ行う。さらに、保護者対象のいじめや学校生活に関わるアンケートを各学期に1回ずつ行い、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(イ) いじめ相談体制の整備と充実

教職員と生徒が気軽に相談できる雰囲気作りと信頼関係づくりを最も大切なことととらえ、教育相談体制の充実を図る。各学期に1回ずつ、教育相談期間を設け、じっくり生徒の話に耳を傾け、学校生活の悩みや友人に関する悩みを聞き、いじめの兆候を把握するように努める。

さらに、生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきも大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

(ウ) 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

教職員が生徒たちにきちんと向き合い、いじめの防止に学校として一丸となつて組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備を図る。いじめの早期

発見の手立ては、定期的なアンケートや教育相談ばかりでなく、休み時間や放課後の生徒との雑談の中などにもある。さらに、生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われているやりとりを活用し、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。

(エ) いじめ防止のための研修の充実及び教職員の資質の向上

いじめ防止に関わる校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめへの対応について、教職員の資質能力の向上を図る。さらに、いじめの早期発見やいじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成し、全職員で共有し実施する。

また、より実効性の高い取組を実施するため、きちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

③携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(ア) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の友人の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、相手が精神的な苦痛を感じているものである。

(イ) 未然防止のために

学校として、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

具体的には、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、生徒に対して、情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても、これらについて啓発していくことが大切である。

さらに、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する責任にある保護者と連携した取組を行う必要がある。フィルタリングだけでなく、各家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討することなどが挙げられる。

ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与える。そのことから、家庭での指導が不可欠であり、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(ウ) 早期発見、早期対応のために

早期発見には、メールを受けたときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

実際に、ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除やチェーンメールへの具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、迅速な対応を図る。さらに、学校、保護者だけでは解決が困難な事例の場合は、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(エ) 情報モラル教育の充実

パソコンや携帯電話・スマートフォンをいかに使うかという観点から、定期的に学級、学年、学校を挙げて、情報モラル教育を行うことが必要である。具体的には、「発信した情報は、多くの人にすぐに広まること」、「匿名でも、書き込みをした人は特定できること」、「違法情報や有害情報が含まれていること」、「書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、別の犯罪につながる可能性があること」、「一度流出した情報は、簡単には回収できないこと」などを定期的に、継続的に生徒に伝えていくことが重要である。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止対策に向けた組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致して協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。さらに、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、日常から、これらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図れる委員会とする。

〈構成員〉

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，豊かな心育成コーディネーター，学年生徒指導担当職員，当該担任，養護教諭，その他校長の判断により，必要に応じて，スクールカウンセラー，警察，民生委員，児童委員，保護司や人権，心理，児童福祉，社会福祉，少年犯罪，発達障害等に関わる専門知識を有する者を参加させることができる。

〈活動〉

- (ア) いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること
- (イ) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- (ウ) いじめ事案（受けた生徒，行った生徒）に対する対応に関すること
- (エ) 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること
- (オ) いじめ防止に関わる校内研修及び教職員の資質向上に関すること

〈開催〉

週1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめに係わる相談や発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。いじめられている生徒や保護者の立場に立って，速やかに詳細な事実を確認する。
- ②学級担任や特定の教職員で抱え込むことがないよう，「いじめ対策委員会」を緊急に開催し，学校全体で組織的に対応する。
- ③いじめの事実が確認された場合は，すぐにいじめをやめさせ，その再発を防止する。さらに，いじめを受けた生徒を守り通すとともに保護者に対する支援を行う。いじめを行った生徒に対しては，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導し，保護者への助言を継続的に行う。これらの対応について，教職員全員の共通理解のもと，場合によっては関係機関，専門機関と連携し，対応に当たる。
- ④いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るための環境の確保を図る。さらに，必要と思われる場合には，生徒本人の意思を尊重し，保護者とも連携しながら，一定期間，別室等において学習を行う措置をとる。
- ⑤いじめた生徒に対しては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。さらに，いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達にも配慮する。
- ⑥犯罪行為として，取り扱われる内容のいじめについては，教育委員会及び，

警察署等とも連携し、適切に対処する。

- ⑦いじめが起きた集団への働きかけとして、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つこと、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。具体的には、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。学級、学年、学校全体を通じて、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 重大事態発生時の対処

- ①重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときで、いじめを受ける生徒の状況で判断する。また、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合である。
- ②重大事態が発生した場合、速やかに古河市教育委員会に報告する。
- ③教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。